

郡山市開成山野球場広告取扱業者募集
公募型プロポーザル実施要領

平成31年1月

郡山市

1 趣旨

郡山市は、開成山野球場を、民間事業者等の広告媒体として有効活用することにより、財源を確保することを目的に広告掲載を実施する。

広告掲載を実施するに当たり、広告取扱業者の募集及び選定は、広告取扱業を営まれる法人等を対象に、広告掲載に係る専門的な知識及び豊富な情報・経験が要求され、付加価値等を判断するため、提案書の公募によるプロポーザルを採用するものである。

2 募集内容等

(1) 募集

掲載場所区分(9ブロック)ごとに広告取扱業者1者

(2) 広告掲載場所

- ・両翼の外野ラバーフェンスのグラウンド側
- ・両内野スタンド2階壁面
- ・両翼外野席上部壁面
- ・両ベンチ前防球フェンス
- ・内野1階メインスタンド下段及び内野2階ルーフスタンド席座席背面

(3) 掲載場所区分及び掲載区画数

- ① 第1ブロック 右翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 5区画
- ② 第2ブロック 左翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 5区画
- ③ 第3ブロック 1塁側内野スタンド2階壁面 14区画
- ④ 第4ブロック 3塁側内野スタンド2階壁面 14区画
- ⑤ 第5ブロック 右翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 2区画
- ⑥ 第6ブロック 右翼外野席上部壁面 6区画
- ⑦ 第7ブロック 左翼外野席上部壁面 6区画
- ⑧ 第8ブロック 1塁側・3塁側ベンチ前防球フェンス 4区画
- ⑨ 第9ブロック 内野1階メインスタンド下段及び内野2階ルーフスタンド席座席背面 1区画

(4) 掲載区画の大きさ

掲載区画の配置については、市が指定するものとする。

① 第1ブロック

右翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 (総面積 39.75 m²)

区画1 : 縦1.4メートル×横7.5メートル

区画2 : 縦1.2メートル×横7.5メートル

区画3 : 縦1.0メートル×横7.5メートル

区画4 : 縦0.9メートル×横7.5メートル

区画5 : 縦0.8メートル×横7.5メートル

- ② 第2ブロック
左翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 (総面積 39.75 m²)
区画1 : 縦1.4メートル×横7.5メートル
区画2 : 縦1.2メートル×横7.5メートル
区画3 : 縦1.0メートル×横7.5メートル
区画4 : 縦0.9メートル×横7.5メートル
区画5 : 縦0.8メートル×横7.5メートル
- ③ 第3ブロック
1塁側内野スタンド2階壁面 (総面積 57.5 m²)
区画1、6、13 (3箇所) : 縦1.0メートル×横3.5メートル
区画2、3、4、5、9、10、11、12、14 (9箇所) : 縦1.0メートル×横4.0メートル
区画7、8 (2箇所) : 縦1.0メートル×横5.5メートル
- ④ 第4ブロック
3塁側内野スタンド2階壁面 (総面積 57.5 m²)
区画1、6、13 (3箇所) : 縦1.0メートル×横3.5メートル
区画2、3、4、5、9、10、11、12、14 (9箇所) : 縦1.0メートル×横4.0メートル
区画7、8 (2箇所) : 縦1.0メートル×横5.5メートル
- ⑤ 第5ブロック
右翼外野ラバーフェンスのグラウンド側 (総面積 12.0 m²)
区画6、7 (2箇所) : 縦0.8メートル×横7.5メートル
- ⑥ 第6ブロック
右翼外野席上部壁面 (総面積 63.0 m²)
区画1～6 (6箇所) : 縦1.4メートル×横7.5メートル
- ⑦ 第7ブロック
左翼外野席上部壁面 (総面積 63.0 m²)
区画1～6 (6箇所) : 縦1.4メートル×横7.5メートル
- ⑧ 第8ブロック
1塁側・3塁側ベンチ前防球フェンス (総面積 16.38 m²)
区画1、3 : 縦0.9メートル×横6.8メートル
区画2、4 : 縦0.9メートル×横2.3メートル
- ⑨ 第9ブロック
内野1階メインスタンド下段及び内野2階ルーフスタンド席座席背面
(総面積 53.94 m²、総席数 2,697席)
1席 : 縦100mm×横200mm
内野1階メインスタンド下段 : 2,383席
内野2階ルーフスタンド席 : 314席

(5) 掲載期間

契約締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、平成32年4月1日以降2年を限度に更新可能とする。

更新を希望する場合には、行政財産使用許可申請書を提出するものとする。

(6) 広告掲載料（契約金額）

年間分を契約時に一括支払いとする。

見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税の金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって、広告掲載料とする。

なお、広告掲載料とは別に、所定の基準に基づき算定する行政財産目的外使用料を支払うものとする。

いずれも、納入通知書により、指定する期日までに納入するものとする。

(7) 掲載方法

① 広告掲載に当たっては、郡山市広告事業実施要綱及び郡山市広告掲載基準を遵守するものとする。

② 掲載方法については、企画提案の内容をもとに、郡山市と調整するものとする。

- ・外野フェンスの広告は、原則、再剥離タイプのシールとし、その他市と調整を図るものとする。
- ・ベンチ前防球フェンスの広告は、原則、ターポリン素材とし、その他市と調整を図るものとする。
- ・座席背面については雨水や日光による劣化が出にくい素材のシールとする。
- ・広告は、文字又は標章によるものとする。ただし、座席背面についてはこの限りでない。
- ・文字又は標章は、白色によるものとし、背景は緑色とする。ただし、座席背面についてはこの限りでない。
- ・広告は、広告取扱業者の責任及び負担で作成し、これを掲載するものとする。
- ・広告の維持管理は、原則として、広告取扱業者が行うものとする。
- ・広告取扱業者は、広告の掲載、撤去及び維持管理について郡山市と協議し、適正な時期に実施するものとする。
- ・広告取扱業者は、広告の掲載位置を広告の掲載前に必ず市職員の立会いのもと確認しなければならない。
- ・広告取扱業者は、広告には十分な強度が確保できる素材を使用し、広告の掲載期間中にはがれないように確実に壁面に取り付け、競技施設としての安全性を確保しなければならない。
- ・郡山市は、広告にはがれが生じ、競技に支障をきたすおそれがあると認めるときは、広告を撤去することができる。この場合において、広告取扱業者に損害が生じて市はその責任を負わない。
- ・広告取扱業者は、広告の掲載期間中に広告に破損等が生じた場合及び前項の規定により広告が撤去された場合は、自己の責任で修復しなければならない。

③ 当該広告については、郡山市広告掲載基準第5条（27）エは適用しないこととする。

④ その他広告掲載について、市の指示に従うものとする。

(8) 掲載場所

広告の掲載場所は、別図のとおりとする。

3 応募要件

次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 市税等の滞納がない者であること。
- ② 参加申込時において、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)、郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定)及び郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定)に基づく指名停止期間中の者(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)でないこと。
- ③ 役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- ⑤ 郡山市広告掲載基準第3条各号のいずれにも該当しない者であること。

4 募集等の期間

募集期間、募集に関する質問表の提出期間等は次のとおりである。

(1) 募集期間

平成31年1月21日(月)から平成31年2月18日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 募集に関する質問表の提出期間

平成31年1月21日(月)から平成31年1月28日(月)午後5時15分まで

ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 取扱業者決定時期

平成31年2月下旬

5 応募方法

公募型プロポーザルに参加申込を希望する者(以下「プロポーザル参加申込希望者」という。)は、必要事項を記入の上、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書(実施要領様式第1号)
- ② 事業者等概要及び担当者届出書(実施要領様式第2号)
- ③ 委任状(実施要領様式第3号)(代理人を定める場合に限る。)
- ④ 見積書(実施要領様式第4号)

見積書記載額は、以下のとおりとする。

(ア) 第1ブロック・第2ブロック

外野フェンス1ブロック (39.75 m²) は、年間1 m²あたり 30,000 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (348,679 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 m²あたり 30,000 円と見積もった場合

$$(30,000 \text{ 円} \times 39.75 \text{ m}^2) - 348,679 \text{ 円} = 843,821 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

(イ) 第3ブロック・第4ブロック

内野スタンド2階壁面1ブロック (57.5 m²) は、年間1 m²あたり 14,000 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (504,379 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 m²あたり 14,000 円と見積もった場合

$$(14,000 \text{ 円} \times 57.5 \text{ m}^2) - 504,379 \text{ 円} = 300,621 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

(ウ) 第5ブロック

右翼外野ラバーフェンスのグラウンド側1ブロック (12.0 m²) は、年間1 m²あたり 30,000 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (105,261 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 m²あたり 30,000 円と見積もった場合

$$(30,000 \text{ 円} \times 12.0 \text{ m}^2) - 105,261 \text{ 円} = 254,739 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

(エ) 第6ブロック・第7ブロック

外野席上部壁面1ブロック (63.0 m²) は、年間1 m²あたり 20,000 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (552,624 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 m²あたり 20,000 円と見積もった場合

$$(20,000 \text{ 円} \times 63.0 \text{ m}^2) - 552,624 \text{ 円} = 707,376 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

(オ) 第8ブロック

ベンチ前防球フェンス1ブロック (16.38 m²) は、年間1 m²あたり 14,000 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (143,682 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 m²あたり 14,000 円と見積もった場合

$$(14,000 \text{ 円} \times 16.38 \text{ m}^2) - 143,682 \text{ 円} = 85,638 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

(カ) 第9ブロック

内野1階メインスタンド下段及び内野2階ルーフスタンド席座席背面1ブロック (2,697 席) は、年間1 席あたり 200 円以上で積算した額から行政財産目的の外使用料 (473,151 円) を除いた額とする。

<記載例> 年間1 席あたり 200 円と見積もった場合

$$(200 \text{ 円} \times 2,697 \text{ 席}) - 473,151 \text{ 円} = 66,249 \text{ 円 (見積書記載額)}$$

契約金額は2(6)に記載のとおりであるので、見積書には、消費税及び地方消費税を抜いた額を記載すること。

⑤ 企画提案書 (任意様式)

ア 市が指定するブロックのうち、広告の掲載を希望するブロック

イ 掲載予定の広告主一覧表

ウ 広告主の内諾書

- エ 広告の内容、デザイン、形状、材質、設置方法
 - ・ 広告掲載の継続性（継続して広告を掲載するための対応・体制等）
 - ・ 広告の設置、撤去及び維持管理の施工手法の安全、安定性
- オ 広告取扱実績（過去3年間で屋外広告等掲載で主なもの）
 - ※ なお、実績に係る契約書を添付すること。
- カ 広告掲載取扱事業計画書（予定収益等）

(2) 提出期間

平成31年1月21日（月）から平成31年2月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先

郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課（郡山市役所本庁舎5階）

(4) 提出方法

提出先に直接持参するものとする。

(5) 企画提案参加申込書等の提出後、提案を辞退する場合

辞退届（実施要領様式第5号）を提出すること。

6 募集に関する質問

(1) 質問方法

質問書（実施要領様式第6号）により、持参又はFAXにより受け付ける。

(2) 受付期間

平成31年1月21日（月）から平成31年1月28日（月）午後5時15分まで

ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 質問書の送信先

FAX 024-935-7834

(4) 質問に関する回答

平成31年2月1日（金）までに質問者に対して回答するとともに、市ウェブサイトへ掲載する。

(5) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

7 提案に対する審査

(1) 審査方法

プロポーザル参加申込希望者からの企画提案書等について、郡山市開成山野球場広告取扱業者提案審査基準（以下、「審査基準」という。）に定める郡山市開成山野球場広告取扱業者選定審査会（以下、「審査会」という。）で審査及び評価を行い、優先交渉権者を選定する。

(2) 審査・評価基準

- ① 審査基準に定める評価基準により評価し、評価点数の合計が最も高い参加申込者を優先交渉権者とし

て選定する。

② 参加申込者が1者であっても、最低基準点(総評価点の6割)を超えたときは当該参加者を優先交渉権者として決定する。

③ 評価が最低基準点に達しない場合は、最上位者であっても優先交渉権者として選定しない。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後に通知する。審査結果は、広告取扱業者として選定された者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。選定された者及び選定されなかった者に対する通知には、それぞれ選定された理由及び選定されなかった理由を付するものとする。選定の結果に対する問い合わせ及び異議には応じないものとする。

(4) 欠格事項

ア 提案内容に虚偽が認められた場合

イ 提案書等必要な書類を提出期限内に提出しない場合

ウ 応募要件を満たしていない場合

8 契約について

(1) 審査結果に基づき、郡山市は優先交渉権者と契約を締結する。

※ 何らかの事由により本広告掲載の実施が不可能となった場合は、次順位の者と契約を締結する。

(2) 優先交渉権者は、広告デザインについて市へ提出し、承認を得ること。

9 行政財産の使用許可

(1) 優先交渉権者は、広告の掲載に当たり、郡山市財産規則(昭和40年郡山市規則第50号)第26条第1項の規定により、行政財産の目的外使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。なお、広告掲載料とは別に、行政財産目的外使用料を納付すること。

(2) 行政財産目的外使用料は、以下のとおりとする。

① 第1ブロック・第2ブロック

外野フェンス1ブロック (39.75 m²) 348,679円×108/100= 376,573円(年額)

② 第3ブロック・第4ブロック

内野スタンド2階壁面1ブロック (57.5 m²) 504,379円×108/100= 544,729円(年額)

③ 第5ブロック

外野フェンス1ブロック (12.0 m²) 105,261円×108/100= 113,681円(年額)

④ 第6ブロック・第7ブロック

外野席上部壁面1ブロック (63.0 m²) 552,624円×108/100= 596,833円(年額)

⑤ 第8ブロック

ベンチ前防球フェンス1ブロック (16.38 m²) 143,682円×108/100= 155,176円(年額)

⑥ 第9ブロック

観客席座席背面1ブロック (53.94 m²) 473,151円×108/100= 511,003円(年額)

(3) 行政財産目的外使用料は使用財産の評価額により算定しているため、評価額の改定(3年毎に改定)により

使用料が増減する場合がある。

10 その他

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は郡山市に帰属するものとする。
- (3) 何らかの事由により本広告掲載の実施が不可能となった場合には、契約の締結は行わないものとし、それまでに要した費用については優先交渉権者の負担とする。
- (4) 契約等に関する事務の管理及び執行は、郡山市の条例、規則等の定めるところによるものとする。
- (5) 消費税法の改正により、広告掲載料及び行政財産目的外使用料が増額する場合がある。
- (5) 当該施設については、ネーミングライツ導入により、平成29年2月1日から平成34年3月31日までの愛称が「ヨーク開成山スタジアム」となっている。